



ニュースレター

2015（平成 27）年 10 月 7 日 グリーフワークかがわ広報部

「市民団体・NPO法人の活動支援と活動拠点の確保について」高松市への要望書を提出

多くのボランティア団体や NPO など市民活動団体が活動の拠点としてきた高松市男女共同参画センターが、平成 28 年 11 月の同センターの子ども未来館への移転により、利用できる施設・設備の減少、料金体系の変更などが示されており、市民活動や相互の交流が後退するのではないかと危機感を禁じ得ません。高松市に対し、公共施設の使用基準の見直しや拠点整備などを進めていただくよう直接的な要望をしていくことは、我々認定 NPO 法人として、専門的かつ先駆性の高いボランティア役務を担っている活動団体の使命でもあると認識し、2015 年 8 月 31 日付文書により認定特定非営利活動法人マインドファーストと認定特定非営利活動法人グリーフワークかがわ両理事長名で要望書を提出しました。

高松市長大西秀人、高松市議会議員岡下勝彦、高松市議会自由民主党議員会宛の本要望書が受理され、9 月 29 日には高松市議会での意見陳述の場に、マインドファースト島津昌代理事長、グリーフワークかがわ多田敏恭副理事長をはじめ 7 名が出席しました。高松市の見解としては、市民活動センター分室として準備する「瓦町 FLAG 8 階フロア」の市民スペースを活用してほしいということであり、特定の市民活動団体が公共施設を使用するさいの優遇措置には難色を示されたが、我々としては、今後とも市民活動諸団体との連携のもとに NPO・市民活動団体のための NPO 市民活動会館（仮称）の設置を訴えていきたいと考えています。

2015 年 9 月 30 日

認定 NPO 法人グリーフワークかがわ
理事長 杉山洋子

◆第 19 回（2015 年度第 2 回）公開セミナー開催の報告◆

「いろいろなグリーフ」
～様々な形のグリーフ～

認定 NPO 法人グリーフワークかがわ
認定カウンセラー 多田 敏恭

私は今年の、「グリーフワークかがわ カウンセラー養成講座」でカウンセラー認定をいただきました。本業は、祖父の代から続く葬儀社を営んでいます。業務の中で経験してきた、疑問や悩み、もどかしさの理由を知りたくて、大学の心理学部の門を叩きました。それと平行して、グリーフという言葉を知り、グリーフについての勉強を始め「グリーフワークかがわ」と出会い今に至っています。

なかなか聞き慣れないグリーフという言葉、どうすれば世の中に広げることが出来るかが私の課題です。また、聞いたことはあるがよくわからない、間違った理解をしている、どうして良いのかわからない、などもよく耳にします。そのために、「グリーフとは・・・」についてお話しをします。

人が生きて行く上で、いろいろな転機があります。入学、卒業から就職、結婚などのお祝い事も実はグリーフの要素を含んでいます。立ち場が変わると、元の立ち位置を失う事であり、そこには喪失感が伴われるのです。よく言われる「マリッジブルー」もその一つと言われています。定年退職では、職を失うだけでなく、役職を失うことで自身のアイデンティティの喪失とも言われます。

その中で、最も強いグリーフは近親者の死別と言われています。伴侶や恋人、子ども、親、兄弟（姉妹）などでは長い間苦しまれる方が多いです。そして、グリーフの一番の特徴としてあげられるのが、個人差による幅の広い反応であり深さの違いです。家族であっても、立ち場の違いにより喪失の受け方には違いがあり、自責の念や怒り、虚空感などが混在したり、時には安堵感なども含まれたりします。

喪失には、多種多様な感情が発生することにより、とりまく環境が複雑化していきます。当事者が、グリーフの反応を知ることがグリーフケアの第一歩となり、あたりまえの反応だと言うことを、とりまく環境が認知することが必要とされます。安心して、自分を語れる場所を持つことの大切さに気づき、新しい物語りを創り出すことが、グリーフケアとなるのです。その手助けを、グリーフカウンセラーは行っていきたいと考えています。

◆2015年度公開セミナーのご案内◆ 内容をホームページでご紹介しています

第20回（2015年度第3回）
日時：2015年10月25日（日）10：00～12：00
会場：高松市男女共同参画センター第2会議室
テーマ：検察庁の業務説明および犯罪被害者支援について
講師：高橋一壽、田中健一

第21回 11月29日（日）
グリーフワークを考える
—当事者同士の関わりの中から—
講師 西村翼

*公開セミナーは、2015年度赤い羽根共同募金の助成金を受けています

◆報告◆ ◆2015年9月13日 第85回 理事会開催◆

《審議事項》

第1号議案 公認会計士の委託に関する事項

生駒学税理士・公認会計士（高松市亀井町4-2岡内第2ビル5F）との契約について、今期は年2回（9月、3月）の帳簿確認・都度の相談で依頼をし、今後は理事会で継続して検討していく必要があることが確認された。

第2号議案 事務局担当作業に関する事項

塩田事務局長の事情で、事務局電話の迅速な対応が困難になっていることから、今後の対応方法を決める必要があるが継続審議となった。

第3号議案 グループミーティング事業に関する事項

西邑理事から第36回認定カウンセラー会議の報告と説明があり、各事業における今後の方向性の提案を作成するためにもワーキンググループの発足が必要であること、会員の意見を聴くことが必要であるとの意見があった。認定NPO法人の認証を受けた意味、寄附金の性質について、会員で共有しておく必要があり、全会員集合の機会を設けることが提案された。

第4号議案 寄付依頼に関する事項

積極的に寄付金を増やし原資の安定を図ることが提案され継続して審議することとなった。

◆2015年9月25日 第86回 理事会開催◆

《審議事項》

第1号議案 グループミーティング（GM）事業に関する事項

理事長より、9月27日に予定されていたグループミーティングに関する意見交換については、以下の理由により中止したとの説明があった。GMの現状と今後の課題については、理事会並びに認定カウンセラー会議において議論されているところであるが、このたびの意見交換の呼びかけは、これまでの議論の積み重ねを踏まえたものではないため、今後の議論に齟齬をきたしかねないと判断した。理事会としては、既に9月20日開催の第37回認定カウンセラー会議で、同会議担当理事の西呂氏が、認定カウンセラー会議において、GM主担当者との意見交換を行ないたい旨、連絡調整を行なうことが決まっていることから、これが実現できる方向で、カウンセラー会議と連携を図っていくこと、また、収支の現状から判断して、近い将来、事業の継続性の確保が危ぶまれることが予想されるため、財源論について実務者を含めた協議の場を持つ必要があることが確認された。

第2号議案 寄付依頼に関する事項

冨田副理事長と村上美智子理事が、国税局へ赴き担当者から説明を受けた寄付者への領収書の交付様式について報告があった。寄付の呼びかけや事後の手当ての方法などについて、他の公益法人などの範例となるものや見本など、さらなる情報の収集を行なっていくことで了承された。

第3号議案 事務局担当作業に関する事項

塩田事務局長が、事務局電話への即時対応が難しくなっている現状を踏まえ、第21回公開セミナーの間合せ先と担当者を、暫定的に相談受理担当の古澤光子会員に理事長が依頼することで了承された。事務局電話対応の抜本的解決については、継続審議とすることで了承された。

◆2015年9月20日 第37回 認定カウンセラー会議◆

連絡事項

- ・8月の相談実績について、対面型、電話相談それぞれの報告があった。
- ・2015年度グリーンカウンセラー養成講座の参加状況について報告があった。
- ・現在事務局の問い合わせがうまくいっていないという報告があった。

審議事項

1. グループミーティングの説明会について

グループミーティング説明会が中止となった理由について理事長から説明があり、これまでの議論の整理を行った。そのうえで認定カウンセラー会議としては、グループミーティング担当者にも出席してもらい、意見交換の場を持つということとなった。